

大村入国管理センターでのナイジェリア人の死亡事故についての声明

2019年（令和元年）6月24日、入国者収容所大村入国管理センター（以下「大村入管センター」という。）においてナイジェリア人40代の男性が死亡するという事件が発生した。報道によると、男性は、同日午後1時過ぎに自室で倒れているのを巡回中の職員が発見したものの、呼びかけに応じず、意識を失っていたため、消防に通報して救急車を呼ぶとともに、心臓マッサージをするなどしたが、約1時間後に搬送先の病院で死亡が確認されたとのことである。大村入管センターは死因を公表していないものの、ハンガーストライキ中に体調が悪くなり個室に放置されてそのまま死亡に至ったという情報もある。代理人弁護士からの情報によれば、この男性は大阪出入国在留管理局から大村入管センターに移送され、既に3年7ヶ月もの長期間にわたって収容されていた。この弁護士が関与しただけで仮放免申請が4度認められず、弁護士が関与する以前にも本人が何度も仮放免申請を行なっていたが全て認められていなかった。ハンガーストライキもこの長期収容に対する抗議として行われた可能性が高い。

九州弁護士会連合会が2018年（平成30年）6月21日に出した「大村入国管理センター等の長期収容者について仮放免等収容代替措置の活用による速やかな解放等を求める理事長声明」でも述べられているとおり、大村入管センターの多くの被収容者において収容が長期化している状況が存在し、これらの長期の被収容者の中には難民認定申請者も多数含まれている。福島みづほ参議院議員のホームページに掲載されている法務省出入国在留管理局作成の資料によると、大村入管センターの被収容者101名（2018年（平成30年）7月31日現在）の収容期間は、6ヶ月以上が84名、うち1年以上が66名、2年以上が31名、3年以上が9名、5年6ヶ月以上が1名となっている。また、法務省は、2015年（平成27年）9月18日付法務省管警第263号法務省入国管理局長通達「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」、2016年（平成28年）9月28日付法務省管警第202号法務省入国管理局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示）」及び2018年（平成30年）2月28日付法務省管警第43号法務省入国管理局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」を発し、仮放免の適正化等を指示した。その結果、近時全国的に仮放免許可件数は大幅に減少しており、大村入管センターにおいても、2016年（平成28年）の48件から、2017年（平成29年）は19件、2018年（平成30年）1月から10月までは5件に激減している。

このような中、2018年（平成30年）4月13日、入国者収容所東日本入国管理センターにおいて、インド国籍の男性が死亡した事件が発生した。当局の発表によれば、自殺とみられるとのことである。この男性は、死亡する前日に仮放免申請が却下されたことを告げられ、長期間にわたる収容を悲観したとみられ

ている。

上記死亡事件のように、2007年（平成19年）以降、法務省出入国在留管理局が管理する施設内において、被収容者が自殺した事件は4件発生しており、自殺以外の病気等の死因も含めた死亡事案は12件発生している。

前記理事長声明においては、「被収容者の精神的な不安や先の見えない無期限の収容への絶望感はピークに達し、大村入管センターにおいても死亡事案が発生しかねない切迫した状況にある」と述べられている。報道によっても、大村入管センターにおいて死亡事案が発生したのは今回が初めてのことであるが、まさに今回、その危惧が現実化したのである。

そして、前記理事長声明が出された後も、大村入管センターの仮放免許可件数は一向に増えず、ますます長期収容が悪化する状況にあり、今回のナイジェリア人はこのような長期収容の犠牲になったとも考えられる。

福岡難民弁護団としては、これ以上尊い命が失われることがないよう、法務省出入国在留管理局及び大村入管センターに対し、まずは今回の死亡事件について第三者機関による詳細な調査を実施して原因解明を行い、その調査結果を公表することを求める。また、仮放免許可申請に対する入国者収容所長等による審査の在り方についても第三者機関による調査を実施し、その調査結果を公表することを求めるとともに、仮放免許可申請手続に係る判断の迅速化及び許否判断基準の明確化を図ることを求めるものである

さらに、ハンガーストライキによる被収容者の健康状態の悪化等について、第三者機関による速やかな状況把握や医療上の措置を求める意見を適時、適切に行えるように、本年2月27日に九州弁護士会連合会が出た「大村入管センター等の長期収容者について仮放免等収容代替措置の活用による速やかな解放等を求める理事長声明」で述べたとおり、入管規則を改正するなどして、大村入管センターだけを視察対象とする委員会を設置する等の方策を講じることも合わせて求める。

2019年（令和元年）6月27日

福岡難民弁護団 代表 弁護士 松井 仁

